

寄居町 公園施設長寿命化計画

2023年3月

寄居町 都市計画課

1. 都市公園整備状況

(2022 年 4 月末時点)

管理対象都市公園の数	管理対象都市公園の面積	一人当たり都市公園面積
13	86.31 ha	25.95 m ²

2. 計画期間（西暦） [2024 年度～ 2033 年度（ 10 箇年）]

3. 計画対象公園

①種別別箇所数

街区	近隣	地区	総合	運動	広域	風致	動植物	歴史	緩緑	都緑	その他	合計
8	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	3	13

②選定理由

計画対象公園は、「都市公園法第2条に基づく都市公園（公園又は緑地）」のうち施設がほとんどない2公園を除く11公園を対象として設定する。

4. 計画対象公園施設

①対象公園施設数

園路広場	修景施設	休養施設	遊戯施設	運動施設	教養施設	便益施設
125	6	176	63	19	5	18
管理施設	災害応急対策施設	その他	合計			
337	0	1	750			

②これまでの維持管理状況

これまで全ての公園施設（建築物、遊戯施設、公園施設等）を対象に、維持保全（清掃・保守・補修）と日常点検を行っている。
 遊戯施設はこれらの管理に加え、国土交通省「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」及び社団法人 日本公園施設業協会（JPFA）が策定した「遊具の安全に関する規準JPFA-S：2014」に基づき毎年1回の定期点検を実施している。
 この定期点検により危険箇所が発見された場合、緊急度の高いものから補修・更新を行ってきた。

備考) 経過年数、これまでの維持管理状況、施設の劣化の可能性を記述

③選定理由

対象公園となる11公園（対象となるような施設のほとんどない2公園は除く）の施設について、これまで公園施設の更新は随時行ってきたが、公園施設の老朽化も一部で見受けられる。今後は、財政的な制約からメリハリをつけたストックマネジメントを継続していく予定である。

計画対象公園については、公園施設の長寿命化対策により、公園機能の保全を図りつつ、予防保全型管理施設については、ライフサイクルコストの削減を実現する。また、日常点検や定期点検による確認により、施設の安全性を維持する。

	内容
2022年度	<ul style="list-style-type: none"> ・遊戯施設他施設の安全点検の実施 ・公園台帳の整理 ・予備調査の実施・健全度調査の実施と健全度・緊急度判定の実施 ・全ての公園施設を対象とした公園施設長寿命化計画の策定

5. 健全度を把握するための点検調査結果の概要（個別施設の状態等）

点検調査は、2022年9月から10月までの期間に実施した。

1. 一般施設、土木構造物、建築物
 国交省の公園施設長寿命化計画策定指針に則り、健全度調査を実施した。
 健全度調査は遊具を除く135施設について実施した。
2. 遊具等
 公園施設業協会の遊具の日常点検マニュアルに則り点検を行った。
 遊具に関しては毎年の点検と修繕等により状態の悪い施設は減少傾向にある。
3. 各種設備
 法令等で点検が必要な施設について、点検を実施したが異常は確認されなかった。

(施設)

	健全度判定					備考
	A	B	C	D	評価なし	
a. 一般施設 (65)	5	38	16	6	0	四阿、シェルター、パーゴラ等
c. 土木構造物 (1)	0	1	0	0	0	木橋
d. 建築物 (10)	0	6	3	1	0	便所、展望塔、管理事務所等
b. 遊具等 (59)	9	32	18	0	0	遊戯施設

備考) 点検調査実施時期・期間、点検調査方法、点検調査結果の概要（公園施設の健全度に関する全般的状況）を記述

6. 対策の優先順位の考え方

対策の優先順位は、5. で示した「健全度判定」及び「考慮すべき事項」から設定した「緊急度判定」に基づくこととした。
考慮すべき事項は、安全性の確保に着目し設定した。緊急度は健全度調査を行った施設のうち予防保全型管理施設にのみ設定した。

	(施設)		
	緊急度判定		
	高	中	低
a. 一般施設 (61)	12	8	41
c. 土木構造物 (1)	0	0	1
d. 建築物 (9)	0	3	6
b. 遊具等 (59)	18	-	41

備考) 個別施設の健全度調査結果等に基づく緊急度判定の状況、考え方を記述

7. 対策内容と実施時期

①日常的な維持管理に関する基本的方針

- ・現状の施設の状況が良好であることから公園の管理体制は現状を維持する。
 - ・現状の施設の状況が良好であることから維持保全は現状を維持する。
 - ・日常点検においては、日常的に巡回を行い施設の定期点検においては今後も継続する。
 - ・公園施設の使用見込み期間は、「策定指針（案）【改訂版】」を参考に設定する。
 - ・異常が発見された場合は速やかに使用禁止の処置を講じるとともに、補修又は更新の方法を検討し、必要に応じた対策を行う。
- a. 一般施設等、c. 土木構造物等、d. 建築物等
- ・劣化や損傷が進み、緊急度が「高」と設定された公園施設のみならず、現在は健全である公園施設についても定期的な補修を実施することで、公園施設の長期間に渡る機能の発揮を目指すこととする
- b. 遊具等
- ・日常点検及び年1回実施する定期点検により施設の劣化及び損傷を把握する。施設の劣化や損傷を把握した場合、利用禁止の措置を行う。
 - ・同年に実施する定期点検の結果を健全度調査として活用し、対象施設の補修、もしくは更新を位置づけた上で措置を行う。
- e. その他設備等
- ・法で定める年1回実施する定期点検を健全度調査として活用する。

備考) 公園施設の種類に応じた日常点検や定期点検ごとの点検実施体制、点検方法などの基本的な方針を記述

②公園施設の長寿命化のための基本方針

1. 予防保全型に類型した施設

- ・健全度がCとなった時点で適切な長寿命化対策を実施し、施設の延命化を図る。毎年定期点検を行う遊具や設備以外の公園施設（a. 一般施設、c. 土木構造物、d. 建築物）については、5年に1回以上の健全度調査を実施し、施設の劣化損傷状況を確認する。
- ・使用見込み期間は、公園施設長寿命化計画策定指針（案）【改訂版】に則り、使用見込み期間を設定する。

b. 遊具等、e. その他設備等

- ・日常点検及び年1回実施する定期点検により施設の劣化及び損傷を把握する。
- ・点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、消耗材の交換等を行う他、必要に応じて利用禁止の措置を行う。
- ・定期点検の結果を健全度調査として活用し、施設の補修、もしくは更新を位置づけた上で計画的な補修と更新を行う。

d. 建築物等

- ・便所、管理事務所等建築物については、本計画に基づき、計画的な補修、更新を行う。

2. 事後保全型に類型した施設

- ・健全度調査を実施しないため、維持保全（清掃・保守・修繕）と日常点検で公園施設の機能の保全と安全性を維持する。
- ・日常点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、軽微な補修により機能回復が図られない場合は施設の更新を行う。
- ・使用見込み期間は、公園施設長寿命化計画策定指針（案）【改訂版】に則り、使用見込み期間を設定し、期間経過後機能を満たしていない場合は更新する。

3. 植栽の扱い

- ・本計画においては植栽については特に定めるところはない。

備考) 点検調査により把握した健全度を踏まえた、公園施設長寿命化のための基本的な方針を記述（次回の点検・診断、修繕・補修・更新、その他必要な対策について、講ずる措置の内容や実施時期を記述）

8. 都市公園別の健全度調査結果、長寿命化に向けた具体的対策、対策内容・時期など

※ 別添「公園施設長寿命化計画調書」（様式1「総括表」、様式2「都市公園別」、様式3「公園施設種類別現況」）による

9. 対策費用

①概算費用合計（10年間）【②+③】	283,355 千円
②予防保全型施設の概算費用合計（10年間）	217,231 千円
③事後保全型施設の概算費用合計（10年間）	66,124 千円
④単年度あたりの概算費用【①/10】	28,336 千円

備考）計画期間の概算費用（千円）を記述（様式1、様式2との整合に留意）。

10. 計画全体の長寿命化対策の実施効果

今回長寿命化計画を策定した公園における10年間でのライフサイクルコスト縮減額は17,524千円である。

備考）ライフサイクルコストの縮減額などを記述

11. 計画の見直し予定

①計画の見直し予定年度（西暦）：〔 2032 年度〕

②見直し時期、見直しの考え方など

・ 次回以降の健全度調査の結果が、長寿命化計画で定めた内容と著しく乖離が生じた場合には、長寿命化計画の見直しを行う。